

オンライン診療の推進に向けた環境整備を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療人材の不足及び偏在が深刻化する中、情報通信機器を用いたオンライン診療は、へき地、中山間地域等における持続可能な医療提供手段として注目されており、現場でも、看護師が患者宅を訪問して遠隔地にいる医師と連携するなど、状況に応じて様々な取組が行われている。

一方で、オンライン診療は、対面診療と比較して低報酬であり、採算面から実施が困難との声がある。国では、適切な運用に向けた法整備が進められているが、今後、在宅医療の需要の増加等も想定されることから、制度・手続の合理化による効率的な診療体制の構築が重要となる。

また、高齢者等の機器操作には困難を伴う場合が多いことに加え、医療機関側のノウハウ不足、セキュリティ対策等も依然として課題であり、地域におけるオンライン診療の普及に向けては、人的・技術的な支援も不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、オンライン診療に係る環境整備の推進により、将来にわたって住民の医療アクセスを確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 診療報酬体系の見直し、補助制度の充実等により、医療機関におけるオンライン診療の導入・継続を促進すること。
- 2 オンライン診療の法制化に向けた議論を加速し、現場の実態に即した運用が可能となるような仕組みづくりを行うこと。
- 3 医療分野におけるデジタル人材の育成を強化するとともに、患者の機器操作、医療機関によるＩＣＴ運用等に対する支援策を講じること。
- 4 国の責任においてオンライン診療の実施状況、効果等を継続的に調査し、政策に反映すること。